

令和8年度
第66回通常総会議案書

令和8年5月27日

港湾海岸防災協議会

港湾海岸防災協議会第66回通常総会 議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

議案第1号 役員の選任等について

議案第2号 規約の一部改正等について

議案第3号 令和7年度事業報告及び収支決算報告について

議案第4号 令和8年度事業計画及び収支予算について

議案第5号 第67回通常総会開催地及び開催時期について

3. 閉 会

議案第1号

役員を選任等について

1. 理事・監事の退任及び欠員補充

1) 理事の退任

氏名	所属	備考
遠藤 譲一	久慈市長	辞任
石田 進	神栖市長	〃
森 賢一	川崎市港湾局長	〃
高梨 記成	静岡県交通基盤部長	〃
松島 和宣	名古屋港管理組合建設部長	〃
長谷川 憲孝	神戸市港湾局長	〃
久保田 章市	浜田市長	〃

2) 理事の欠員補充

氏名	所属	備考
阿部 勝弘	相馬市長	新任
木内 敏之	神栖市長	〃
木村 俊介	川崎市港湾局長	〃
野津 隆太	静岡県交通基盤部長	〃
葛山 裕司	名古屋港管理組合建設部長	〃
山本 雄司	神戸市港湾局長	〃
三浦 大紀	浜田市長	〃

3) 監事の退任

氏名	所属	備考
坂上 隆	株式会社良知経営 常勤監査役	辞任

4) 監事の欠員補充

氏名	所属	備考
横川 憲人	栗林商船株式会社 常勤監査役	新任

1-2. 次期総会開催までの間における役員欠員補充について 会長に一任する

1-3. 副会長の選任(理事会議決事項)

1) 副会長の退任

役 職	氏 名	備 考
副会長	遠 藤 譲 一	辞 任

2) 副会長の選任

役 職	氏 名	備 考
副会長	打 越 明 司	新 任

港湾海岸防災協議会 旧役員名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	森 山 裕	衆議院議員
2	副会長	楠 瀬 耕 作	須崎市市長
3	副会長	中 原 八 一	新潟市長
4	副会長	遠 藤 譲 一	久慈市長
5	理事長	大 脇 崇	日本港湾協会理事長
6	理 事	金 澤 俊	苫小牧市長
7	理 事	矢 口 明 子	酒田市長
8	理 事	小 野 共	釜石市長
9	理 事	齋 藤 正 美	石巻市長
10	理 事	佐 藤 光 樹	塩竈市長
11	理 事	郡 和 子	仙台市長
12	理 事	石 田 進	神栖市長
13	理 事	上 地 克 明	横須賀市長
14	理 事	松 戸 徹	船橋市長
15	理 事	田 中 彰	東京都港湾局長
16	理 事	森 賢 一	川崎市港湾局長
17	理 事	久保田 郁 夫	糸魚川市長
18	理 事	夏 野 元 志	射水市長
19	理 事	茶 谷 義 隆	七尾市長
20	理 事	米 澤 光 治	敦賀市長
21	理 事	池 田 禎 孝	坂井市長
22	理 事	高 梨 記 成	静岡県交通基盤部長
23	理 事	松 島 和 宣	名古屋港管理組合建設部長
24	理 事	森 智 広	四日市市長
25	理 事	下 村 勝	御前崎市長
26	理 事	長谷川 憲 孝	神戸市港湾局長
27	理 事	城 崎 雅 文	宮津市長
28	理 事	尾 花 正 啓	和歌山市市長
29	理 事	神 出 政 巳	海南市長
30	理 事	守 本 憲 弘	南あわじ市長
31	理 事	久保田 章 市	浜田市長
32	理 事	伊 東 香 織	倉敷市長
33	理 事	松 井 一 實	広島市長
34	理 事	平 谷 祐 宏	尾道市長
35	理 事	篠 崎 圭 二	宇部市長
36	理 事	三 浦 茂 貴	海陽町長
37	理 事	泉 理 彦	鳴門市市長
38	理 事	桑 名 龍 吾	高知市長
39	理 事	前 田 晋 太 郎	下関市長
40	理 事	足 立 信 也	大分市長
41	理 事	長 野 恭 紘	別府市長
42	理 事	峰 達 郎	唐津市長
43	理 事	荒 木 耕 治	屋久島町長
44	理 事	打 越 明 司	指宿市長
45	理 事	砂 川 勇 二	沖縄県土木建築部長
46	監 事	植 松 久 尚	横浜埠頭株式会社 代表取締役社長
47	監 事	坂 上 隆	株式会社良知経営 常勤監査役

港湾海岸防災協議会 新役員名簿

	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会 長	森 山 裕	衆議院議員	
2	副会長	楠 瀬 耕作	須崎市長	
3	副会長	中 原 八一	新潟市長	
4	副会長	打 越 明 司	指宿市長	副会長新任
5	理事長	大 脇 崇 俊	日本港湾協会理事長	
6	理 事	金 澤 俊	苫小牧市長	
7	理 事	矢 口 明 子	酒田市長	
8	理 事	小 野 共	釜石市長	
9	理 事	齋 藤 正 美	石巻市長	
10	理 事	佐 藤 光 樹	塩竈市長	
11	理 事	郡 和 子	仙台市長	
12	理 事	阿 部 勝 弘	相馬市長	新 任
13	理 事	木 内 敏 之	神栖市長	新 任
14	理 事	上 地 克 明	横須賀市長	
15	理 事	松 戸 徹	船橋市長	
16	理 事	田 中 彰	東京都港湾局長	
17	理 事	木 村 俊 介	川崎市港湾局長	新 任
18	理 事	久保田 郁夫	糸魚川市長	
19	理 事	夏 野 元 志	射水市長	
20	理 事	茶 谷 義 隆	七尾市長	
21	理 事	米 澤 光 治	敦賀市長	
22	理 事	池 田 禎 孝	坂井市長	
23	理 事	野 津 隆 太	静岡県交通基盤部長	新 任
24	理 事	葛 山 裕 司	名古屋港管理組合建設部長	新 任
25	理 事	森 智 広	四日市市長	
26	理 事	下 村 勝	御前崎市長	
27	理 事	山 本 雄 司	神戸市港湾局長	新 任
28	理 事	城 崎 雅 文	宮津市長	
29	理 事	尾 花 正 啓	和歌山市長	
30	理 事	神 出 政 巳	海南市長	
31	理 事	守 本 憲 弘	南あわじ市長	
32	理 事	三 浦 大 紀	浜田市長	新 任
33	理 事	伊 東 香 織	倉敷市長	
34	理 事	松 井 一 實	広島市長	
35	理 事	平 谷 祐 宏	尾道市長	
36	理 事	篠 崎 圭 二	宇部市長	
37	理 事	三 浦 茂 貴	海陽町長	
38	理 事	泉 理 彦	鳴門市長	
39	理 事	桑 名 龍 吾	高知市長	
40	理 事	前 田 晋太郎	下関市長	
41	理 事	足 立 信 也	大分市長	
42	理 事	長 野 恭 紘	別府市長	
43	理 事	峰 達 郎	唐津市長	
44	理 事	荒 木 耕 治	屋久島町長	
45	理 事	砂 川 勇 二	沖縄県土木建築部長	
46	監 事	植 松 久 尚	横浜埠頭株式会社 代表取締役社長	
47	監 事	横 川 憲 人	栗林商船株式会社 常勤監査役	新 任

規約の一部改正等について

- 規約第4条に規定される当協議会の事業として、「海岸及び防災に関する功労者の表彰」を追加する。また、この功労者の表彰にかかる実施要領を新たに制定する。
- 規約第6条、第7条及び第24条に規定されている「負担金」の文言を「会費」に改める。

港湾海岸防災協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>港湾海岸防災協議会規約 (案)</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 本会は、港湾海岸防災協議会と称する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。</p> <p>(目的) 第 3 条 本会は、港湾内の海岸事業並びに港湾及び港湾内海岸の災害防止及び災害復旧(以下「防災」という。)に関する必要な方策を考究するとともに一般の認識を徹底せしめ、これらの方策の促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 海岸事業の促進</p> <p>(2) 防災に関する事業の促進</p> <p>(3) 海岸及び防災に関する啓蒙宣伝及び世論の喚起</p> <p>(4) 海岸及び防災に関する資料の収集及び世論の喚起</p> <p>(5) 海岸及び防災に関する図書の刊行</p> <p>(6) 海岸及び防災に関する功労者の表彰</p> <p>(7) <u>前各号のほかに本会の目的を達成するため必要な事業</u></p> <p>第 2 章 会 員</p> <p>(会 員) 第 5 条 本会は、本会の目的に賛同する港湾管理者、地方公共団体及びその他の団体をもって組織する。</p> <p>(会 費) 第 6 条 本会員は、毎年度総会において別に定めるところにより会費を納めるものとする。</p> <p>2 1 口の金額は5,000円とする。</p>	<p>港湾海岸防災協議会規約</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 本会は、港湾海岸防災協議会と称する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。</p> <p>(目的) 第 3 条 本会は、港湾内の海岸事業並びに港湾及び港湾内海岸の災害防止及び災害復旧(以下「防災」という。)に関する必要な方策を考究するとともに一般の認識を徹底せしめ、これらの方策の促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 海岸事業の促進</p> <p>(2) 防災に関する事業の促進</p> <p>(3) 海岸及び防災に関する啓蒙宣伝及び世論の喚起</p> <p>(4) 海岸及び防災に関する資料の収集及び世論の喚起</p> <p>(5) 海岸及び防災に関する図書の刊行</p> <p>(6) <u>前各号のほかに本会の目的を達成するため必要な事業</u></p> <p>第 2 章 会 員</p> <p>(会 員) 第 5 条 本会は、本会の目的に賛同する港湾管理者、地方公共団体及びその他の団体をもって組織する。</p> <p>(負担金) 第 6 条 本会員は、毎年度総会において別に定めるところにより負担金を納めるものとする。</p> <p>2 1 口の金額は5,000円とする。</p>

(抛出品の不返還)

第7条 既納の会費は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 1名
- (4) 理事長 4名以内
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において選任する。
 2 会長、副会長及び理事長は、理事会において選任する。
 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。
 3 理事長は、会務を処理する。また、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 4 理事は、理事会を構成し、この規則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 (1) 財産及び会計を監査すること。
 (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、就任の日から3会計年度経過後に開かれる通常総会の終了の日までとする。ただし、再任は妨げない。
 2 役員に欠員を生じ、理事会が必要を認めるときは、第9条の規定にかかわらず、理事会において補充選任を行い、その結果を、その後開催される最初の総会において報告する。
 3 前項の規定により選出された役員任期は、前任者の残任間とする。
 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(抛出品の不返還)

第7条 既納の負担金は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 1名
- (4) 理事長 4名以内
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において選任する。
 2 会長、副会長及び理事長は、理事会において選任する。
 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。
 3 理事長は、会務を処理する。また、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 4 理事は、理事会を構成し、この規則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 (1) 財産及び会計を監査すること。
 (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、就任の日から3会計年度経過後に開かれる通常総会の終了の日までとする。ただし、再任は妨げない。
 2 役員に欠員を生じ、理事会が必要を認めるときは、第9条の規定にかかわらず、理事会において補充選任を行い、その結果を、その後開催される最初の総会において報告する。
 3 前項の規定により選出された役員任期は、前任者の残任間とする。
 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

<p>(顧問) 第1条 本会に顧問を置くことができる。 第2条 顧問は、理事会において選任する。 第3条 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(会議の種類別) 第1条 会議は、総会及び理事会とする。 第2条 会議は、会長が召集する。 第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(総会) 第1条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 第2条 通常総会は、毎会計年度終了後三月以内に召集する。 第3条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。</p> <p>(総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約の変更 (2) 事業計画及び収支予算 (3) 事業報告及び収支決算 (4) その他の重要事項</p> <p>(総会の召集) 第16条 総会の召集は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の議決) 第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 日時及び場所 (2) 会員数及び出席者数 (3) 議事の経過の概要及びその結果</p>	<p>(顧問) 第1条 本会に顧問を置くことができる。 第2条 顧問は、理事会において選任する。 第3条 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(会議の種類別) 第1条 会議は、総会及び理事会とする。 第2条 会議は、会長が召集する。 第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(総会) 第1条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 第2条 通常総会は、毎会計年度終了後三月以内に召集する。 第3条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。</p> <p>(総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約の変更 (2) 事業計画及び収支予算 (3) 事業報告及び収支決算 (4) その他の重要事項</p> <p>(総会の召集) 第16条 総会の召集は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の議決) 第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 日時及び場所 (2) 会員数及び出席者数 (3) 議事の経過の概要及びその結果</p>	<p>(顧問) 第1条 本会に顧問を置くことができる。 第2条 顧問は、理事会において選任する。 第3条 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(会議の種類別) 第1条 会議は、総会及び理事会とする。 第2条 会議は、会長が召集する。 第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(総会) 第1条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 第2条 通常総会は、毎会計年度終了後三月以内に召集する。 第3条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。</p> <p>(総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約の変更 (2) 事業計画及び収支予算 (3) 事業報告及び収支決算 (4) その他の重要事項</p> <p>(総会の召集) 第16条 総会の召集は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の議決) 第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 日時及び場所 (2) 会員数及び出席者数 (3) 議事の経過の概要及びその結果</p>	<p>(顧問) 第1条 本会に顧問を置くことができる。 第2条 顧問は、理事会において選任する。 第3条 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(会議の種類別) 第1条 会議は、総会及び理事会とする。 第2条 会議は、会長が召集する。 第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(総会) 第1条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 第2条 通常総会は、毎会計年度終了後三月以内に召集する。 第3条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。</p> <p>(総会の議決事項) 第15条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約の変更 (2) 事業計画及び収支予算 (3) 事業報告及び収支決算 (4) その他の重要事項</p> <p>(総会の召集) 第16条 総会の召集は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の議決) 第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第18条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 日時及び場所 (2) 会員数及び出席者数 (3) 議事の経過の概要及びその結果</p>
---	---	---	---

<p>(理事会) 第19条 理事会は、理事をもって構成する。 第20条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議決事項) 第21条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき議案 (2) 総会によって委任された事項 (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項 (4) その他重要事項</p> <p>(理事会の議決) 第22条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決すところによる。</p> <p>(規定の準用) 第23条 第18条の規定は、理事会に準用する。</p> <p>(事務局) 第24条 本会の庶務を行うため職員を置くことができる。 職員は会長が任免する。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>第6章 財産及び会計</p> <p>(財産の構成) 第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 会費 (2) 財産から生じる収入 (3) その他の収入</p> <p>(会計年度) 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(予算等の承認) 第27条 理事長は、次に掲げる書類を毎会計年度開始前に作成し、理事会の議決を経た後、総会に提出し、その承認を得なければならぬ。</p>	<p>(理事会) 第19条 理事会は、理事をもって構成する。 第20条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき。 (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議決事項) 第21条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき議案 (2) 総会によって委任された事項 (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項 (4) その他重要事項</p> <p>(理事会の議決) 第22条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決すところによる。</p> <p>(規定の準用) 第23条 第18条の規定は、理事会に準用する。</p> <p>(事務局) 第24条 本会の庶務を行うため職員を置くことができる。 職員は会長が任免する。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>第6章 財産及び会計</p> <p>(財産の構成) 第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 負担金 (2) 財産から生じる収入 (3) その他の収入</p> <p>(会計年度) 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(予算等の承認) 第27条 理事長は、次に掲げる書類を毎会計年度開始前に作成し、理事会の議決を経た後、総会に提出し、その承認を得なければならぬ。</p>
---	--

<p>(1) 事業計画書 (2) 収支予算書</p> <p>(決算等の承認) 第27条 理事長は、次に掲げる書類を会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 財産目録</p> <p>2 監事は、前項に規定する監査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(細則) 第28条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。</p> <p>(残余財産の処分) 第29条 本会が解散した場合の残余財産の処分は、総会の議決を得て行われなければならない。</p> <p>附則 1 この規約は、昭和36年3月1日から実施する。 2 第6条第2項(現行第26条)の規定にかかわらず最初の会計年度に限り、これを昭和36年3月1日より昭和37年3月31日までとする。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、昭和44年4月1日から実施する。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、平成3年11月15日から実施する。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、平成4年11月5日から実施する。</p> <p>附則 1 第2条に定める本会の事務所は社団法人日本港湾協会内に置く。 2 この規約の一部改正は、平成20年5月29日から実施する。但し、第25条については平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>(1) 事業計画書 (2) 収支予算書</p> <p>(決算等の承認) 第27条 理事長は、次に掲げる書類を会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 財産目録</p> <p>2 監事は、前項に規定する監査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(細則) 第28条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。</p> <p>(残余財産の処分) 第29条 本会が解散した場合の残余財産の処分は、総会の議決を得て行われなければならない。</p> <p>附則 1 この規約は、昭和36年3月1日から実施する。 2 第6条第2項(現行第26条)の規定にかかわらず最初の会計年度に限り、これを昭和36年3月1日より昭和37年3月31日までとする。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、昭和44年4月1日から実施する。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、平成3年11月15日から実施する。</p> <p>附則 1 この規約の一部改正は、平成4年11月5日から実施する。</p> <p>附則 1 第2条に定める本会の事務所は社団法人日本港湾協会内に置く。 2 この規約の一部改正は、平成20年5月29日から実施する。但し、第25条については平成20年4月1日から適用する。</p>
---	---

附 則

1 この規約の一部改正は、令和8年6月1日から実施する。

港湾海岸防災関係功労者表彰実施要領（案）

第1条 港湾海岸防災関係功労者の表彰（以下「表彰」という。）については、この実施要領の定めるところによる。

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者（個人又は団体。以下同じ。）に対して、港湾海岸防災協議会会長（以下「会長」という。）が表彰状を授与して行う。

（1）事業協力分野

海岸事業の実施にあたり、当該地域において多年にわたって事業に協力・尽力いただき、地域の安全・安心に多大な貢献のあった者

（2）調査・研究分野

調査・研究を通じて、我が国の海岸の保全、防災及び災害対応に大きく貢献し、その功績が顕著である者

（3）行事・奉仕・美化活動分野

様々な活動を通じて、海岸の利用促進や環境活動等に関し尽力いただき、その功績が顕著である者

（4）災害復旧・復興分野

港湾及び港湾海岸に関係した災害の復旧・復興にあたり尽力いただき、その功績が顕著である者

（5）国際貢献分野

海外における海岸の保全、防災及び災害対応等に貢献し、現地で高く評価されている者、及びこれらに関する国際交流に尽力し、その功績が顕著である者

2 一回の被表彰者数は原則として10者以内とする。

3 第1項各号の表彰に該当する者のうち個人については、原則として年齢60才以上の者とする。

4 表彰は、副賞として賞金又は記念品を添えるものとする。

第3条 表彰は、港湾海岸防災協議会の創立10周年ごとに行う。

ただし、第2条（4）のうち特に大規模な災害発生時における復旧・復興への貢献、その他の特別の事情がある場合は、その都度表彰を行うことができる。この場合、第2条第2項（一回の被表彰者数）、第4条（同一者一回限り）及び第5条（被表彰候補者数）の規定は適用しない。

2 表彰式は、原則として港湾海岸防災協議会の総会において行う。

第4条 表彰は、特別の事情がある場合を除き、第2条第1項各号の同種事項につき同一者一回限りとする。

第5条 表彰候補者の推せんは、日本港湾協会各支部管轄地域ごとに行い、被表彰候補者数は、管轄地域1者程度を原則とする。

第6条 受賞者の決定は、表彰選考会の選考に基づき会長が行う。

第7条 表彰選考会の構成及びその他この内規の施行に関し必要な事項は会長が定める。

第8条 表彰選考会の庶務は、港湾海岸防災協議会の事務局で行う。

附則

- 1 この実施要領は、令和8年6月1日から施行する。

議案第3号

令和7年度

事業報告及び収支決算報告について

令和7年度事業報告

1. 第65回通常総会（第68回理事会と同時開催）

- ・日 時 令和7年5月28日（水）11:00～11:30
- ・会 場 那覇文化芸術劇場なは一と 小劇場
- ・出席者等 会員445名（うち委任状402名）
- ・付議事項 次の議案を審議し、いずれも原案のとおり承認決定した。
 - (1) 役員を選任等について
 - (2) 令和6年度事業報告及び収支決算報告について
 - (3) 令和7年度事業計画及び収支予算について
 - (4) 第66回通常総会開催地及び開催時期について

2. 第68回理事会（第65回通常総会と同時開催）

- ・日 時 令和7年5月28日（水）11:00～11:30
- ・会 場 那覇文化芸術劇場なは一と 小劇場
- ・出席者等 理事42名（うち委任状24名）、監事2名
- ・付議事項 次の議案を審議し、いずれも原案のとおり承認決定した。
 - (1) 役員を選任等について
 - (2) 令和6年度事業報告及び収支決算報告について
 - (3) 令和7年度事業計画及び収支予算について
 - (4) 第66回通常総会開催地及び開催時期について

3. 港湾海岸防災事業促進運動

(1) 港湾海岸防災事業促進運動

港湾関係4団体と共催で、令和7年10月23日（木）、砂防会館別館において「経済と暮らしを支える港づくり全国大会」を開催し、「港湾の整備・振興に関する要望書」を採択した。これら要望書も踏まえ、全国の海岸関係者がそれぞれ各地域の事業促進、災害復興再生のため政府や国会議員等に要望活動を展開した。

(2) 全国海岸事業促進連合協議会による第29回海岸シンポジウムの実施

海岸シンポジウムは、海岸事業促進運動の一環として、国土交通省、農林水産省後援のもとに、全国海岸事業促進連合協議会（会長：磯部雅彦 高知工科大学・東京大学名誉教授、構成団体：港湾海岸防災協議会、全国農地海岸保全協会、全国漁港海岸防災協会、一般社団法人 全国海岸協会）が主催して毎年度開催している。

開催幹事は輪番で、今回は港湾海岸防災協議会が幹事を務め、「気候変動を踏まえた海岸保全対策」をテーマに、令和7年11月27日（木）13時から星陵会館（千代田区永田町）において、海岸管理者、関係市町村、民間企業等、571名（会場186名、オンライン385名）の参加があった。

シンポジウムでは、磯部会長の開会挨拶後、以下のテーマ及び講師によりご講演をいただいた。

○基調講演

- ・「海岸に関わる気候変動予測研究の動向」

京都大学防災研究所／横浜国立大学台風科学技術センター教授 森 信人

○特別講演

- ・「日本の気候変動に関する最新動向」

気象庁大気海洋部 気象リスク対策課 気候変動対策推進室長 経田 正幸

○事例報告

- ①「東京港の海岸保全施設の機能強化について」

東京都港湾局 港湾整備部長 佐藤 賢治

- ②「熊本県における気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更」

熊本県農林水産部 農地整備課長 大森 直樹

- ③「不確実性をもつ将来予測を、どう現場に適用するか」

国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所長 渡邊 国広

- ④「漁港海岸における気候変動を踏まえた海岸整備に関する検討」

パシフィックコンサルタンツ株式会社 国土基盤事業本部

港湾部 技術課長 岡田 清宏

4. 港湾海岸防災事業の啓発宣伝

- (1) 「波となぎさ」No.223号・No.224号を各1,650部発行し頒布した。
- (2) 本協議会と公益社団法人日本港湾協会との共催により、国土交通省の後援、富士フィルムイメージングシステムズ株式会社外6団体の協賛のもと、「港の風景」写真コンテスト2025を実施した。
- (3) 海岸愛護思想の普及と啓発を目的として、国土交通省及び地方自治体が7月に実施する「海岸愛護月間」の趣旨に賛同し、協賛した。

5. 調査研究

平成29年度より、海岸管理者、関係市町村、関係民間企業等を対象として、海岸の管理や防災面における課題等について話題提供及び意見交換等を行う「港湾海岸防災協議会研究会」を開催しており、本年度は、令和8年2月5日（木）14時から、公益社団法人日本港湾協会会議室において、対面とWEBのハイブリッド形式で、185名（会場20名、オンライン165名）の参加を得て開催した。

守屋正平座長（元国土交通省港湾局海岸・防災課課長）の挨拶後、以下のテーマ及び講師により発表頂き、意見交換を行った。

第8回港湾海岸防災協議会研究会

テーマ：防災対策

- ①「港湾における防災・減災、国土強靱化に関する最近の情勢について」
国土交通省港湾局 海岸・防災課 海岸・防災企画調整官 小山 真人
- ②「能登半島地震における港湾の復旧状況について」
石川県土木部 奥能登土木総合事務所 事業調整室長 前田 輝也
- ③「能登半島地震 正月を襲った衝撃と防災対応の記録について」
七尾市建設部 土木課長 鷹合 豊勝
- ④「海底設置型フラップゲート式水門について」
カナデビア株式会社 社会インフラ事業本部 技術統括部長 仲保 京一

6. 講習会・講演会等の実施

公益社団法人日本港湾協会主催の研修に協賛した。

- ・ 港湾行政実務研修 ……………令和7年6月19日～6月20日
- ・ 港湾行政セミナー ……………令和7年12月2日

令和7年度収支計算書

自 令和 7年4月 1日

自 令和 8年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
1. 前年度繰越金	1,083,000	1,083,706	706	
2. 会費負担金	9,500,000	9,500,000	0	
3. 雑収入	600,000	615,416	15,416	
合 計	11,183,000	11,199,122	16,122	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増△減	摘要
1. 事務費	860,000	660,000	△ 200,000	
嘱託手当	700,000	592,000	△ 108,000	
旅費交通費	10,000	6,000	△ 4,000	
通信費	120,000	43,000	△ 77,000	
備品消耗品費	20,000	18,000	△ 2,000	
雑費	10,000	1,000	△ 9,000	
2. 会議費	1,010,000	1,064,000	54,000	
総会費	1,000,000	1,063,000	63,000	
会務打合費	10,000	1,000	△ 9,000	
3. 事業費	9,313,000	8,710,090	△ 602,910	
港湾海岸整備促進費	1,500,000	1,069,780	△ 430,220	
雑誌発行費	5,000,000	4,840,000	△ 160,000	
調査研究費	2,763,000	2,775,310	12,310	
講習会・講演会等費	50,000	25,000	△ 25,000	
合 計	11,183,000	10,434,090	△ 748,910	
次年度繰越金	0	765,032	765,032	

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位 円)


科 目	内 容	金 額
資産の部	流動資産	765,032
	現金預金	
	普通預金 三井住友銀行 赤坂支店	765,032
	合 計	765,032
負債の部	正味財産	765,032
	合 計	765,032


監 査 報 告 書

令和8年4月15日

港湾海岸防災協議会
会 長 森 山 裕 殿

港湾海岸防災協議会

監 事 植 松 久 尚 

監 事 坂 上 隆 

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における会計及び事業の監査を実施した。その結果を下記のとおり報告する。

記

1. 監査実施日及び場所

令和8年4月15日（水）
日本港湾協会 会議室

2. 監査の方法

事業の監査については、職務の執行状況や事業内容の報告を聴取する等調査し、事業執行の妥当性、事業内容の正当性を検討した。

会計関係の監査については、会計帳簿及び関係書類等を調査し、計算書類等の正当性を検討した。

3. 監査意見

- (1) 業務について適正に執行されており、事業報告書の内容についても適正であると認める。
- (2) 計算書類及びその付属書類並びに財産目録等について適正であると認める。

以上

議案第4号

令和8年度

事業計画及び収支予算（案）について

令和8年度事業計画

I 会 議

1. 第66回通常総会（第69回理事会と同時開催）

日 時 令和8年5月27日（水）11：00～11：30

会 場 メルキュールホテル横須賀 5階「パリ」

付議事項

- (1) 役員を選任等について
- (2) 規約の一部改正等について
- (3) 令和7年度事業報告及び収支決算報告について
- (4) 令和8年度事業計画及び収支予算について
- (5) 第67回通常総会開催地及び開催時期について

2. 第69回理事会（第66回総会と同時開催）

日 時 令和8年5月27日（水）11：00～11：30

会 場 メルキュールホテル横須賀 5階「パリ」

付議事項

- (1) 役員を選任等について
- (2) 規約の一部改正等について
- (3) 令和7年度事業報告及び収支決算報告について
- (4) 令和8年度事業計画及び収支予算について
- (5) 第67回通常総会開催地及び開催時期について

II 事業

1. 港湾海岸防災事業促進運動

海岸事業並びに災害防止・災害復旧の促進のため、所要の予算の確保や制度拡充に向けて、全国港湾知事協議会、港湾都市協議会、日本港湾振興団体連合会及び日本港湾協会など港湾関係団体と協力して「経済と暮らしを支える港づくり全国大会」を開催するなど効果的な運動を展開する。

また、港湾海岸防災協議会等で組織する、全国海岸事業促進連合協議会の主催による第30回海岸シンポジウムを開催する。

2. 港湾海岸防災事業の啓発宣伝

- (1) 「波となぎさ」を年2回発行する。
- (2) 「港の風景」写真コンテスト2026を公益社団法人日本港湾協会と共催で実施する。
- (3) 海岸愛護思想の普及と啓発を目的として、国土交通省及び地方自治体が実施主催する「海岸愛護月間」に協賛する。

3. 調査研究

港湾海岸関係の管理及び防災関係の課題について、研究会を実施する。

4. 講習会、講演会等の開催

港湾行政実務研修、港湾行政セミナー等の開催に協賛する。

令和 8 年度年収支予算書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比較増△減	摘 要
会費	8,750	9,500	△ 750	
雑収入	600	600	0	
前年度繰越金	765	1,083	△ 318	
合 計	10,115	11,183	△ 1,068	

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比較増△減	摘 要
事務費	690	860	△ 170	
嘱託手当	600	700	△ 100	
旅費交通費	10	10	0	
通信費	50	120	△ 70	
備品消耗品費	20	20	0	
雑費	10	10	0	
会議費	1,010	1,010	0	
総会費	1,000	1,000	0	
会務打合費	10	10	0	
事業費	8,365	9,313	△ 948	
港湾海岸整備促進費	1,100	1,500	△ 400	
雑誌発行費	4,900	5,000	△ 100	
調査研究費	2,335	2,763	△ 428	
講習会・講演会等費	30	50	△ 20	
予備費	50	—	50	前年度計上なし
合計	10,115	11,183	△ 1,068	

議案第5号

第67回通常総会開催地及び 開催時期について

第67回通常総会（令和9年度）を三重県四日市市において開催する。

開催日 令和9年5月26日(水)

会 場 四日市市文化会館